

「ふるさと納税研究会」報告書のポイント

総 括

1. 「ふるさと納税」の意義

①納税者の選択

- ・「ふるさと納税」は、納税者が自分の意思で、納税対象を選択できるという道を拓くものであり、画期的な歴史的意義。
- ・納税者が税の意義に思いをいたし、納税の大切さを自覚する貴重な機会。

②「ふるさと」の大切さ

- ・日本の中で、国民生活を支えるうえで、地方の果たしている役割は極めて大きい。
- ・「ふるさと納税」を通じて多くの人々は、「ふるさと」の大切さを再認識。

③自治意識の進化

- ・自治体間競争が刺激されることにより、地方団体が自治意識を進化させる重要な契機。

2. わかりやすく、使いやすい仕組みを目指して（本論の要旨について記述）

- (1) 「ふるさと」の概念
- (2) 寄附金税制の進化
- (3) 国が果たすべき役割
- (4) 個人住民税の税額控除と手続の簡素化
- (5) 寄附を受ける地方団体の説明努力

本 論

I. これまでの制度と「ふるさと納税」論議

- 平成6年度から地方団体に対する寄附金を住民税において所得控除。
- 「ふるさと」納税論議の高まりを踏まえ、「税」を分割する方式の可否を含め、「わかりやすく、使いやすい」仕組みづくりを検討。

II. 制度設計の前提となる論点

1. 「ふるさと」の概念

- 「ふるさと」となる地方団体は限定しない。
- 都道府県及び市区町村の双方を対象とする。

- ・貢献・応援したいと思う「ふるさと」のイメージは人により様々であり、納税者の意思に委ねることが適当。
- ・仮に「ふるさと」となる地方団体を定義しても、確認が困難な場合や確認のための事務負担が大きくなる場合あり。

2. 「税」を分割する方式の可能性

○「税」を分割する仕組みではなく、「寄附金」税制による。

(1) 受益と負担

- ・受益関係がなければ、課税権を法的に根拠づけることはできない。

(2) 課税権

- ・条例の効力の及び範囲との関係からも、住所地以外の地方団体に住民税の課税権を認めることはできない。

(3) 租税の強制性

- ・租税の強制性の観点から、納付先の選択を可能とする仕組みは「税」とは相容れない。

(4) 住民間の公平性

- ・政策の合理性及び措置の有効性を勘案した公平性の侵害の程度が一定の範囲にとどまれば許容される。
- ・「税」を分割する方式をとる場合に固有の問題ではないが、「寄附金」税制を応用する場合にも考慮することが必要。

(5) 「寄附金」税制を応用する可能性

- ・「寄附金」税制を応用する方式をとれば、(1)～(3)の論点はクリアされる。
- ・(4)の論点は、「寄附金」税制の上限額において考慮すべき問題。

III 寄附金税制の応用による「ふるさと納税」制度の検討

1. 国が果たすべき役割

○国も一定の役割を担うこととし、所得税、住民税双方から控除（現行制度も双方から控除）

- ・「ふるさと納税」は地方団体のみならず国にとっても大きな意義があり、国と地方団体がそれぞれの責任に応じて一定の役割を果たすことが望ましい。

2. 控除方式のあり方

○住民税については税額控除方式とする（現行制度は所得控除方式）

- ・税額控除方式の方が、効果が実感しやすく、分かりやすい。
- ・寄附金控除の効果を高めることが可能。

3. 個人住民税の控除方式を税額控除方式とする場合の個別の検討課題

(1) 個人住民税の税額控除の割合

○所得税と合わせて適用下限額を超える額の全額を控除。

- ・「ふるさと納税」の趣旨に鑑み納税者の負担が極力増加しないよう配慮すべき。

(2) 控除対象となる個人住民税

- 都道府県民税、市区町村民税の両方から税率比（4：6）で控除。
 - ・実務上も、現行制度に準じた形で、控除することが簡便。

(3) 個人住民税の税額控除の上限額

- 全額控除の対象は個人住民税所得割の1割を上限。
（上限を超える部分についても、これまでと同等程度の税額軽減措置を講ずることが望ましい。）
 - ・「地域社会の会費」という住民税の性格や負担の公平の視点から高率での税額控除には一定の上限を設ける必要。

(4) 個人住民税の税額控除の適用下限額

- 5,000円を適用下限額とする。
 - ・事務負担も考慮しつつ、比較的少額の寄附を行う者に配慮し、適用下限額を現行の10万円から大幅に引き下げ。

4. 個人住民税の税額控除の手続の簡素化

- 住民税に特化した申告の仕組みなどを検討すべき。

5. 地方交付税における取扱い

- 寄附を受けた地方団体の地方交付税が減少しないように措置するとともに、寄附者の住所地の地方団体の住民税が減少した場合にも、減少額を基準財政収入額に反映することが望ましい。

IV 所得税との関係

- 所得税、住民税合わせて適用下限を超える額の全額を控除。
 - ・所得税、住民税とも税額控除方式とすることが望ましいが、所得税の体系の中での検討が必要。
 - ・所得税について現行制度が維持される場合は、所得税は所得控除方式としつつ、住民税は税額控除方式とする。
 - ・適用下限額を超える額について、所得税、住民税合わせて全額控除される仕組みとすることが適当。

V 地方団体の説明努力

1. 地方団体における自主的な努力

- 地域の魅力の情報発信を行うような取組は、大いに推奨されるべきもの。

2. 寄附者に対する寄附金の使途の明示、報告等

- 地方団体が自主的に、使途の限定や寄附者への使途の明示を行うことは、望ましいもの。
- 地方団体に、使途の限定等を条例で規定する義務を一律に課すことは、税法上の要件にはなじまない。